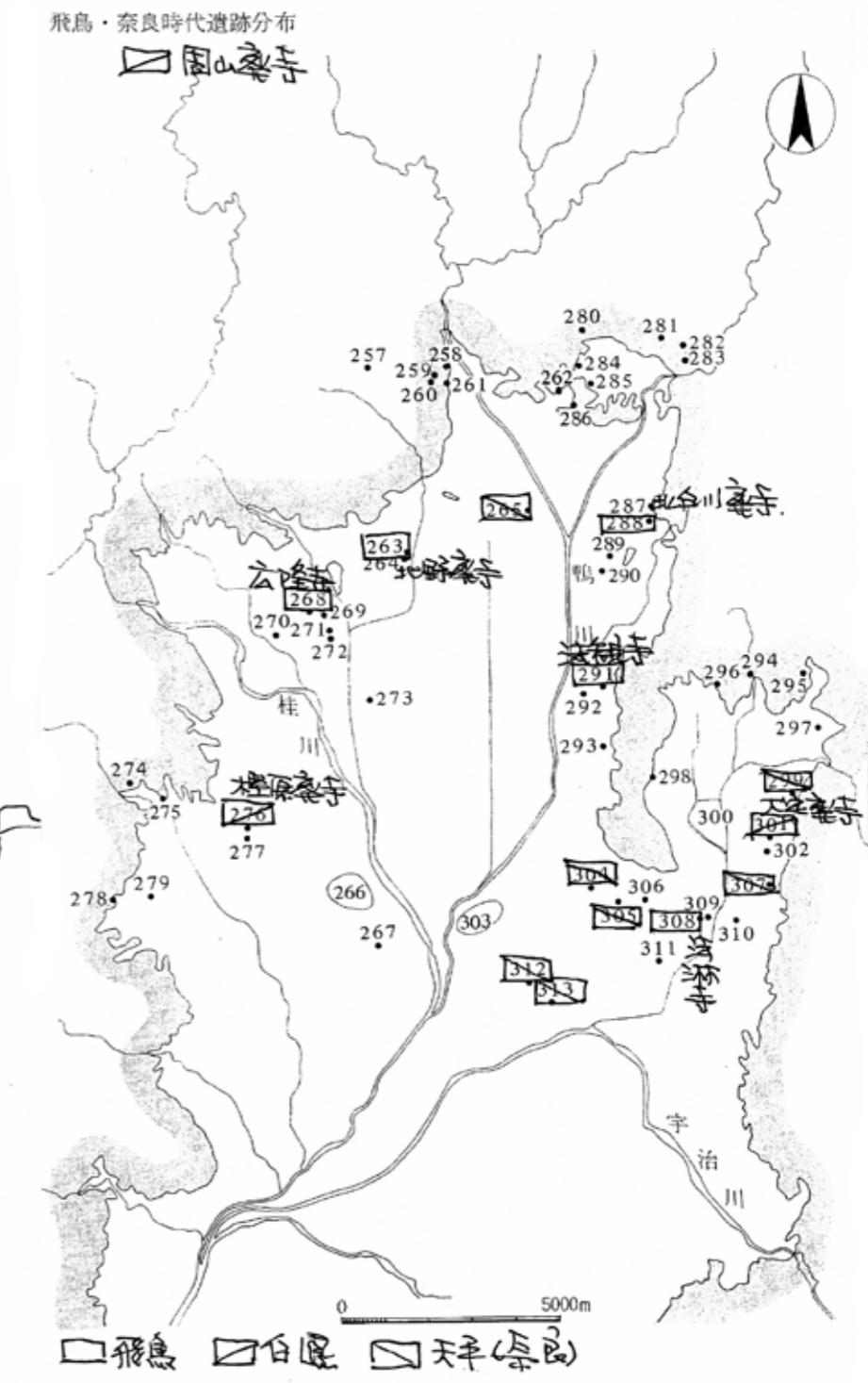


京都における仏教文化の受容

京都市歴史資料館長・京都産業大学名誉教授

井上 満郎



他國の神を「礼ふ罪なり」と。時に細目の大臣の言さく、「他國の神を「禮はざるの罪なり」と。余の臣等の言さく、「神の子等とある我等が言すを聞かずして、國內を乱るや」と。その時、天王聞し食し賜ひて、大臣に告りたまはく、「国内しばしば亂れ病死の人多きは、他國の神を「礼ふ罪」と言ふなり。宣しく許すべからず」と告りたまひき。時に大臣、久しう念々白さく、「外状は余の臣等に隨ひて在るとも、内心には他國の神を捨てじ」と白しき。時に天王告りたまはく、「我も亦かくの」とく念はむ」と告りたまひき。

日本書紀 十二年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 十三年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年冬十二月丙申朔庚子。藍野陵に葬りまつる。或本に云はく、天皇二十八年の歲次甲寅に崩りましぬといふ。而るを此に二十五年歲次辛亥に崩りましぬと云へるは、百濟本記

を取りて文を爲れるなり。其の文に云へらく、太歲辛亥の三月に、軍進みて安葬に至りて、乞毛城を營る。是の月に、高麗、其の王安を弑す。又聞く、日本の天皇及び太子・皇子、俱に崩壊りましぬといへり。此に由りて言へば、辛亥の歲は、二十五年に當る。後に勘校へむ者、知らむ。

日本書紀 十四年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 十五年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年冬十二月丙申朔庚子。藍野陵に葬りまつる。或本に云はく、天皇二十八年の歲次甲寅に崩りましぬといふ。而るを此に二十五年歲次辛亥に崩りましぬと云へるは、百濟本記

を取りて文を爲れるなり。其の文に云へらく、太歲辛亥の三月に、軍進みて安葬に至りて、乞毛城を營

る。是の月に、高麗、其の王安を弑す。又聞く、日本の天皇及び太子・皇子、俱に崩壊りましぬといへり。此に由りて言へば、辛亥の歲は、二十五年に當る。後に勘校へむ者、知らむ。

日本書紀 十六年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 十七年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 十八年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 十九年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十一年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

しかる後、卅余年を経て、細目の大臣病を得、危ふきに望めり。時に池辺皇子と大々王との一柱の前に後言して白さく、「仏法を修行したまべし」と我れ白すに依りて、天皇修行し賜ふなり。かかるに余の臣等、猶まさに滅して捨てむと計る。故、これ仏神の宮として官に奉りてし半久原の後宮は滅むとも、物主の大命の任になれり。但、天皇と我れとは心を同じくす。皇子等も亦底かに心を同じくし、終に仏法を忌み捨つることなけれ」と白しき。

しき。

日本書紀 二十二年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十三年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十四年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十五年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十六年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十七年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十八年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 二十九年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

日本書紀 三十一年

「日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑記云。第廿七代繼體天皇即位十六

年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原安置本尊歸依

礼拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

てて、大會の設齋す。即ち達等が前に獲たる舍利を以て、塔の柱頭に藏む。(十四回)

に、蘇我大臣、患疾す。ト者問ふ。ト者對へて言はく、「父の時に祭りし佛神の心に祟れり」といふ。大臣、即ち子弟を遣して、其の占狀を奏す。詔して曰はく、「ト者の言に依りて、父の神を祭ひ祠れ」とのたまふ。大臣、詔を奉りて、石像を禮び拜みて、壽命を延べたまへと乞ふ。是の時に、國に疫疾行りて、民死ぬる者衆し。

三年の丁巳の朔に、物部弓削守屋大連と、中臣勝海大夫と、奏して曰さく、「何故にか臣が言要用肯へたまはざる。考天皇より、陛下に及るまでに、疫疾流く行

りて、國の民絶ゆべし。豈専蘇我臣が佛法を興し行ふに由れるに非ずや」と

まうす。詔して曰はく、「灼然なれば、佛法を斷めよ」とのたまふ。丙戌に、物

難波の堀江に棄てしむ。是の日に、雲無くして風ふき風ある。大連、被兩衣り。馬子宿禰と、從ひて行へる法の侶とを詞責めて、毀り辱むる心を生さしむ。乃ち佐伯造御室更の名は、於闇蔽。を遣して、馬子宿禰の供する善信等の尼を喚ぶ。是に由りて、

馬子宿禰、敢へて命に違はずして、惻愴き啼泣しつつ、尼等を喚び出して、御室に付く。有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石榴市亭に楚撻ちき。

天皇、任那を建てむことを思ひて、坂田耳子王を差して使とす。此の時に屬りて、

付く。馬子宿禰、敢へて命に違はずして、惻愴き啼泣しつつ、尼等を喚び出して、御室に付く。有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石榴市亭に楚撻ちき。

馬子宿禰、敢へて命に違はずして、惻愴き啼泣しつつ、尼等を喚び出して、御室に付く。有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石榴市亭に楚撻ちき。

天皇と大連と、卒に瘞患みたまふ。故果して遣さず。橋豐日皇子に詔して曰はく、「考天皇の勅に違ひ背くべからず。任那の政を勤め修むべし」とのたまふ。又瘞

天皇と大連と、卒に瘞患みたまふ。故果して遣さず。橋豐日皇子に詔して曰はく、「是、佛像發いで死する者、國に充盈致り。其の瘞を患む者言はく、「身、焼かれ、打られ、摧かれるが如し」といひて、啼泣しつつ死る。老も少も竊に相語りて曰はく、「是、佛像燒きまつる罪か」といふ。

夏六月に、馬子宿禰、奏して曰さく、「臣の疾病りて、今に至るまでに愈えず。

三寶の力を蒙らすは、救ひ治むべきこと難し」とまうす。是に、馬子宿禰に詔して

曰はく、「汝獨り佛法を行ふべし。餘人を斷めよ」とのたまふ。乃ち三の尼を以

て、馬子宿禰に還し付く。馬子宿禰、受けて歡悦ぶ。未會有と嘆きて、三の尼を頂

連、手脚搖き震ひて昧たてまつる。搖震は、戰ひ懼くなり。馬子宿禰大臣、唉ひて曰は

く、「鈴を懸くべし」といふ。是に由りて、二の臣、徵に怨恨を生す。三輪君逆は、

隼人をして殯の庭に相距かしむ。穴穂部皇子、天下を取らむとす。發憤りて稱して

曰はく、「何の故にか死ぎたまひし王の庭に事へまつりて、生にます王の所事へ

て從はずといふ。

秋八月の乙酉の朔己亥に、天皇、病彌留りて、大殿に崩りましむ。是の

時に、殯宮を廣瀬に起つ。馬子宿禰大臣、刀を佩きて昧たてまつる。物部弓削守

屋大連、听然而唉ひて曰はく、「猶箭中へる雀鳥の如し」といふ。次に弓削守屋大

連、手脚搖き震ひて昧たてまつる。搖震は、戰ひ懼くなり。馬子宿禰大臣、唉ひて曰は

く、「鈴を懸くべし」といふ。是に由りて、二の臣、徵に怨恨を生す。三輪君逆は、

隼人をして殯の庭に相距かしむ。穴穂部皇子、天下を取らむとす。發憤りて稱して

曰はく、「何の故にか死ぎたまひし王の庭に事へまつりて、生にます王の所事へ

て從はずといふ。

一年の夏四月の乙巳の朔丙午に、磐余の河上に御新嘗す。是の日に、天皇、得病ひたまひて、宮に遷入します。群臣侍り。天皇、群臣に詔して曰はく、「朕、三寶に歸らむと思ふ。卿等議れ」とのたまふ。群臣、入朝りて議る。物部守屋大連と中臣勝海連と、詔の議に違ひて曰さく、「何ぞ國神を背きて、他神を敬ひむ。由來、斯の若き事を識らず」とまうす。蘇我馬子宿禰大臣、曰さく、「詔に隨ひて助け奉るべし。詎か異なるを生む」とまうす。是に、皇弟皇子、皇弟皇子といふは、穴穂部皇子、即ち天皇の庶弟なり。豊國法師名を賜せり。を引て、内裏に入る。

物部守屋大連、邪睨みて大きに怒る。是の時に、押坂部史毛屎、急て来て、密に大連に語りて曰はく、「今群臣、卿を圖る。復將に路を断ちてむ」といふ。大連聞きて、即ち阿都に退きて、阿都は大連の別業の在る所の地の名なり。人を集聚む。(ト略)

卷之五十五 天皇即位ノ則紀

五月に、物部大連が軍衆、三度驚駭む。大連、元より餘皇子等を去てて、穴穂部皇子を立てて天皇とせむとす。今に至るに及びて、遊獵するに因りて、替へ立つると謀らむと望ひて、密に人を穴穂部皇子のもとに使にして曰さく、「願はくは皇子と、將に淡路に馳獵せむ」とまうす。謀泄りぬ。

六年の甲辰の朔庚戌に、蘇我馬子宿禰等、炊屋姫尊を奉りて、佐伯連丹經手・士師連磐村・的臣真職に詔して曰はく、「汝等、兵を嚴ひて速に往きて、穴穂部皇子と宅部皇子とを誅殺せ」とのたまふ。是の日の夜半に、佐伯連丹經手等、穴穂部皇子の宮を圍む。是に、衛士、先づ樓の上に登りて、穴穂部皇子の肩を撃つ。皇子、樓の下に落ちて、偏の室に走げ入れり。衛士等、舉燭して誅す。辛亥に、

とを以て本とす。願はくは、百濟に向りて、戒むことの法を學ひ受けむ」といふ。

秋七月に、蘇我馬子宿禰大臣・諸皇子と群臣とに勧めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。泊瀬部皇子・竹田皇子・鹿戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀拏夫・葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率て、進みて大連を討つ。大伴連職・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣機手・春日臣、名字を闇せり。俱に軍兵を率て、志紀郡より、滋河の家に到る。大連、親ら子弟と奴軍とを率て、稻城を築きて戰ふ。是に、大連、衣拂の朴の枝間に昇りて、臨み射ること兩の如し。其の軍、強く盛にして、家に墳ち野に溢れたり。皇子等の軍と群臣の衆と、怯弱くして恐怖りて、三廻却還く。

是の時に、應戸皇子、束髮於額して、古の俗、年少兒の年、十五六の間は、束髮於額す。十七八の間は、分けて角子にす。今亦然り。軍の後に隨へり。自ら付度りて曰はく、「將敗らること無からむや。願に非ずは成し難けむ」とのたまふ。乃ち白膠木を斬り取りて、疾く四天王の像に作りて、頂髪に置きて、誓を發てて言はく、「白膠木、此をば農利泥といふ。「今若し我をして敵に勝たしめたまはば、必ず護世四王の奉爲に、寺塔を起立てむ」とのたまふ。蘇我馬子大臣、又誓を發てて言はく、「白膠木、此大神王等、我を助け衛りて、利益つこと獲しめたまはば、願はくは當に諸天と大神王との奉爲に、寺塔を起立てて、三寶を流通へむ」といふ。田莊とす。田一萬頃を以て、迹見首赤櫛に賜ふ。蘇我大臣、亦本願の依に、飛鳥の地にして、法興寺を起つ。

に攝津國にして、四天王寺を造る。大連の奴の半と宅とを分けて、大寺の奴・田莊とす。田一萬頃を以て、迹見首赤櫛に賜ふ。蘇我大臣、亦本願の依に、飛鳥の地にして、法興寺を起つ。

百濟國の使恩率首信等に付けて、學問に發て遣す。飛鳥衣縫造が祖樹葉の家を壊ちて、始めて法興寺を作る。此の地を飛鳥の眞神原と名く。亦は飛鳥の苦田と名く。

我馬子宿禰、百濟の僧等を請せて、戒むことを受くる法を問ふ。善信尼等を以て、招き聚めて、天皇を弑せまつらむと謀る。

是の月に、大法興寺の佛堂と歩廊とを起つ。

十一月の癸卯の朔乙巳に、馬子宿禰、群臣を詐めて曰はく、「今日、東國の調を進る」といふ。乃ち東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。或本に云はく、

蘇我馬子宿禰、天皇の詔したまふ所を聞きて、口を嫌むらしきことを恐る。儒者を

招き聚めて、天皇を弑せまつらむと謀る。

是の月に、大法興寺の佛堂と歩廊とを起つ。

十二月の癸卯の朔乙巳に、馬子宿禰、群臣を詐めて曰はく、「今日、東國の詔を進る」といふ。乃ち東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。或本に云はく、

蘇我馬子宿禰、天皇を弑せまつらしむ。或本に云はく、大伴嫡小手子、龍の妻へしことを恨みて、人を蘇我馬子宿禰のもとに使して曰はく、「頃者、

山猪を獻れること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、「猪の頭を斷らむ如く、何の時にか朕が思ふ人を

断らむ」とのたまふ。且内裏にして、大きに兵仗を作る」といふ。是に、馬子宿禰、聽きて驚くといふ。

卷之五十六 十年冬十月(五十六)

五年の冬十月の癸酉の朔丙子に、山猪を獻ること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、「何の時にか此の猪の頸を斷るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を断らむ」とのたまふ。多く兵仗を設くること、常よりも異なること有り。壬午に、

蘇我馬子宿禰、天皇の詔したまふ所を聞きて、口を嫌むらしきことを恐る。儒者を

招き聚めて、天皇を弑せまつらむと謀る。

是の月に、大法興寺の佛堂と歩廊とを起つ。

十二月の癸卯の朔乙巳に、馬子宿禰、群臣を詐めて曰はく、「今日、東國の詔を進る」といふ。乃ち東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。或本に云はく、

蘇我馬子宿禰、天皇を弑せまつらしむ。或本に云はく、大伴嫡小手子、龍の妻へしことを恨みて、人を蘇我馬子宿禰のもとに使して曰はく、「頃者、

山猪を獻れること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、「猪の頭を断らむ如く、何の時にか朕が思ふ人を

断らむ」とのたまふ。且内裏にして、大きに兵仗を作る」といふ。是に、馬子宿禰、聽きて驚くといふ。

本尊像に見る万般の人の本尊像

| 京・畿内 | | |
|------|----|----|
| 畿道 | 国 | 人員 |
| 東海道 | 京 | 32 |
| | 左京 | 10 |
| | 右京 | 22 |
| 大和 | | 30 |
| | 添上 | 1 |
| | 平群 | 2 |
| | 遠江 | 5 |
| | 駿河 | 5 |
| | 伊豆 | 1 |
| | 甲斐 | 0 |
| | 相模 | 1 |
| | 武藏 | 1 |
| | 安房 | 0 |
| | 上總 | 3 |
| | 下總 | 3 |
| | 常陸 | 3 |
| 東山道 | | 18 |
| | 近江 | 11 |
| | 美濃 | 3 |
| | 飛驒 | 0 |
| | 信濃 | 2 |
| | 上野 | 0 |
| | 下野 | 0 |
| | 陸奥 | 2 |
| | 出羽 | 0 |
| 山背 | | 22 |
| | 乙訓 | 1 |
| | 葛野 | 2 |
| | 愛宕 | 10 |
| | 紀伊 | 0 |
| | 宇治 | 1 |
| | 久世 | 0 |
| | 經喜 | 0 |
| | 相樂 | 1 |
| | 未詳 | 7 |
| 北陸道 | | 4 |
| | 若狭 | 2 |
| | 越前 | 0 |
| | 能登 | 1 |
| | 越中 | 1 |
| | 越後 | 0 |
| | 佐渡 | 0 |
| 河内 | | 36 |
| | 錦部 | 1 |
| | 石川 | 0 |
| | 古市 | 4 |
| | 安宿 | 2 |
| | 高安 | 6 |
| | 河内 | 0 |
| | 讚良 | 0 |
| | 茨田 | 1 |
| | 大槻 | 3 |
| | 若江 | 2 |
| | 志紀 | 3 |
| | 交野 | 1 |
| | 渋川 | 0 |
| | 丹比 | 2 |
| | 未詳 | 11 |
| 山陰道 | | 6 |
| | 丹波 | 2 |
| | 丹後 | 1 |
| | 但馬 | 3 |
| | 因幡 | 0 |
| | 伯耆 | 0 |
| | 出雲 | 0 |
| | 石見 | 0 |
| | 隠岐 | 0 |
| 山陽道 | | 10 |
| | 播磨 | 4 |
| | 美作 | 0 |
| | 備前 | 3 |
| 和泉 | | 5 |
| | 大鳥 | 0 |
| | 和泉 | 3 |
| | 日根 | 0 |
| | 未詳 | 2 |

| 和泉 | | | |
|----|----|----|----|
| 国 | 人員 | 国 | 人員 |
| 左京 | 17 | 越前 | 3 |
| 右京 | 12 | 中 | 1 |
| 山背 | 13 | 越後 | 1 |
| 大和 | 7 | 丹波 | 1 |
| 河内 | 8 | 但馬 | 1 |
| 攝津 | 1 | 因幡 | 2 |
| 和泉 | 1 | 伯耆 | 1 |
| | | 出雲 | 1 |
| 伊勢 | 5 | | |
| 尾張 | 11 | | |
| 遠江 | 2 | | |
| 三河 | 2 | | |
| 近江 | 9 | | |
| 下總 | 1 | | |
| 常陸 | 1 | | |
| 紀伊 | 4 | | |
| 阿波 | 1 | | |
| 高知 | 1 | | |
| 但馬 | 4 | | |
| 島根 | 0 | | |
| 島下 | 2 | | |
| 豐島 | 0 | | |
| 河邊 | 1 | | |
| 豐島 | 0 | | |
| 島上 | 0 | | |
| 八部 | 0 | | |
| 能勢 | 0 | | |
| 菟原 | 1 | | |
| 有馬 | 0 | | |
| 未詳 | 6 | | |

太政官符
禁断京職畿内諸國私作伽藍事
右奉勅定額諸寺其數有限私自營作先既立制比來所司寬縱不糲察如經年代無地不寺自今以後私立道場及將田宅園地捨施并賣易寺主典以上解却見任自餘不論蔭贖決杖八十官司知而不禁者亦與同罪

延暦二年六月十日
七八年
禁斷僧尼出入里舍事

右奉勅出家之人本事行道今見衆僧多乖法旨或私定擅越出入閑巷或誣稱佛驗誰誤愚民非唯比丘之不懷教律抑是所司之不勤捉搦也不加嚴禁何懲絶徒自今以後如有此類擅出外國安置有供養定額寺

豊後肥前肥後日向大隅薩摩

阿波讚岐伊予土佐

備中備後安芸周防長門

西海道筑前筑後豐前

南海道紀伊淡路

山陽道播磨美作備前

山陽道播磨美作備前

和泉

和泉

和泉

和泉

表 10 優婆塞貫進解にみえる山背国出身者

| 年月日 | 人名 | 年齢 | 本貫 |
|--------------|----------|----|---------------------|
| 天平 6. 7.27 | 鴨県主黒人 | 23 | 爰宕郡賀茂郷岡本里戸主鴨県主皆麻呂戸口 |
| " 14. 12. 13 | 秦調曰佐酒人 | 35 | 葛野郡橋頭里戸主秦調曰佐堅万呂戸口 |
| " 15. 1. 7 | 秦三田次 | 48 | 爰宕郡鳥部郷栗田朝臣弓張戸口 |
| " 17. | 猪入里麻呂 | 15 | 相楽郡戸主猪入麻鳴戸口 |
| " 17. | 葦占臣人主 | 32 | 宇治郡賀美郷戸主葦占臣東人戸口 |
| " 17. | 道守臣蔓麻呂 | 17 | 宇治郡大國郷戸主道守臣高石之戸口 |
| " 17. | 内臣東人 | 17 | 綾喜郡内郷戸主内臣昨麻呂戸口 |
| " 20. 4. 25 | 茨田連兄万呂 | 23 | 紀伊郡坐井郷戸主布勢君家万呂戸口 |
| " 20. 4. 25 | 土師連東人 | 18 | 愛當郡大野郷戸主土師連万呂戸口 |
| " 20. 4. 25 | 鴨県主道長 | 18 | 愛當郡 |
| " 20. 4. 25 | 鴨御庭白髮部防人 | 18 | 愛當郡 |
| 宝亀 3. 2. 14 | 秦正月麻呂 | 23 | 紀伊郡大里郷戸主秦広吉戸口 |
| " 3. 10. 23 | 日幸虫女 | 44 | 相楽郡賀茂郷戸主客得足戸口 |

| 和泉 | | | |
|----|----|----|----|
| 国 | 人員 | 国 | 人員 |
| 大鳥 | 0 | 越前 | 3 |
| 和泉 | 3 | 中 | 1 |
| 日根 | 0 | 越後 | 1 |
| 未詳 | 2 | | |
| 摂津 | 17 | | |
| | | 住吉 | 1 |
| | | 百濟 | 2 |
| | | 東生 | 0 |
| | | 西成 | 4 |
| | | 島下 | 0 |
| | | 豊島 | 2 |
| | | 河辺 | 1 |
| | | 武庫 | 0 |
| | | 島上 | 0 |
| | | 八部 | 0 |
| | | 能勢 | 0 |
| | | 菟原 | 1 |
| | | 有馬 | 0 |
| | | 未詳 | 6 |

国史大辞典

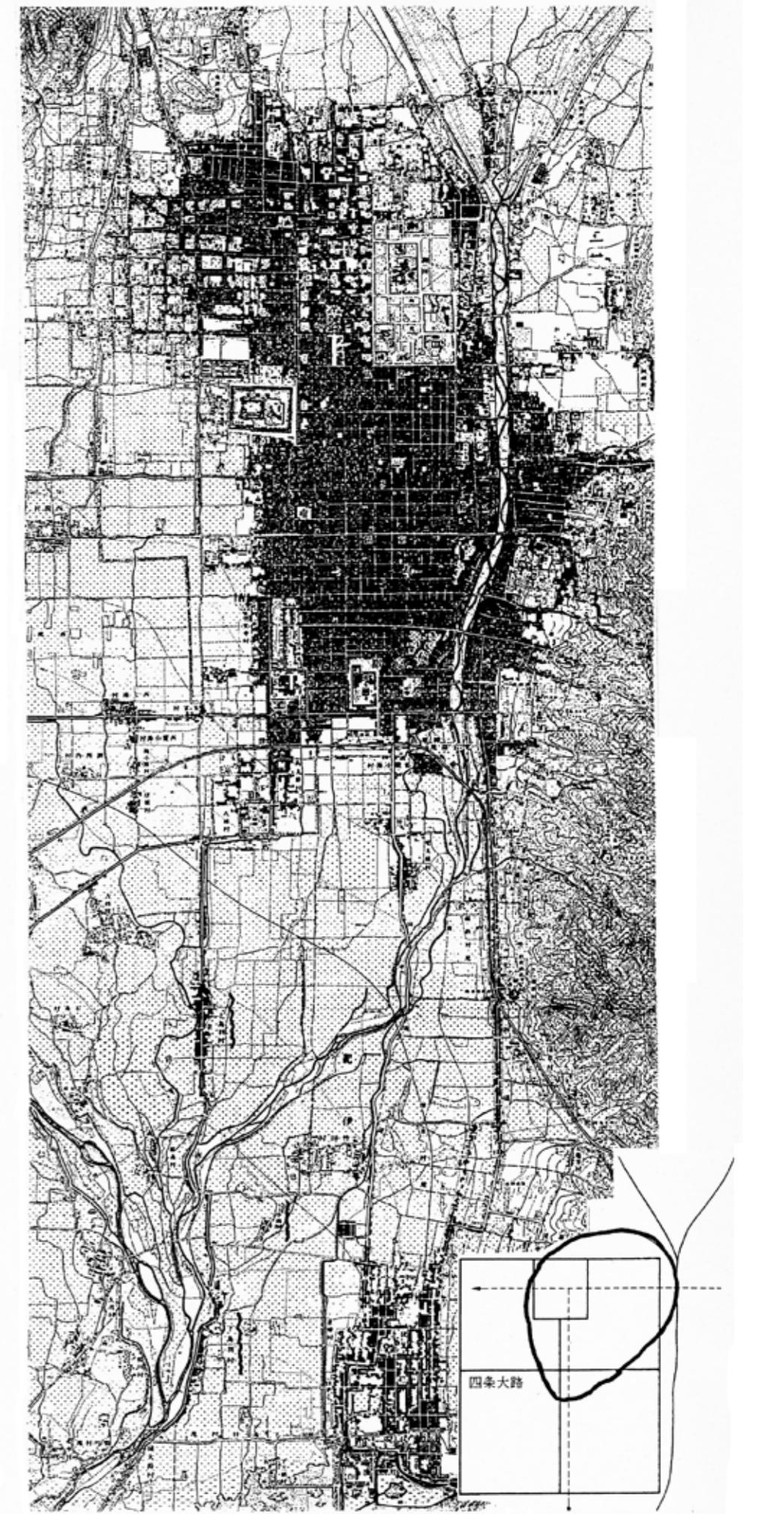
末法思想

まっぽうしそう

釈迦の入滅後、仏教は正法・像法・末法の三時を経過して衰滅するという思想。下唇史觀、終末觀の一種。正法とは、教(釈迦の教説)・行(正しい教えの実践)・証(実践の結果得られるさとり)の三つが具わった時代、像法(像は似ているという意味)とは、教・行はあるが証を得る者はなくなる時代をいい、さらに、末法は、教だけしかない時代をいう。三時の説は、經・律などの中に見られるが、もとは仏教の信徒の間に起った怠惰の風潮を戒めるための教説であった。中国における末法思想の初見は北齊の時代、五五八年に書かれた南岳慧思の『立誓願文』であるが、五六六年に那連提耶舍が漢訳した『大集月藏經』には、釈迦の入滅後、最初の五百年は修行者が悟ることのできる解脱堅固、つぎの五百年は坐禅瞑想が重んじられる禪定堅固、三番目の五百年は經典が重んじられる多聞堅固、四番目の五百年は寺院の建立を競う造寺堅固、最後の五百年は修行者の争いが絶えない鬱諍堅固と呼ばれ、その五つの時代を経過して、仏教は滅尽するという五箇五百年が説かれており、三時説と結合して末法思想の揺り所となった。仏教を盛んにした北齊を滅ぼした北周の武帝は、激しい排仏を行なったので、仏教徒の間では、末法思想は現実のものと考えられ、隋から唐の初期にかけての時代には、末法時の人間を救うための仏教が模索され、信行の三階教、道統の淨土教などが起つた。末法の時代は一万年づいて、法滅尽を迎えると説かれるが、正法時、像法時の長さについては、經論によって諸説があり、正法五百年、像法千年とする説と、正法、像法ともに千年とする説とが広く受け入れられていた。また、釈迦の入滅を、中国史上の何年とするかについても諸説があるが、周の穆王の五十三年(前九四九年)とする説が広く受け入れられている。その数え方に従って、正法五百年説をとれば、五五二年に末法に入ることになり、正法千年説をとると、一〇五二年に末法に入ることになる。飛鳥・奈良の仏教は、正法五百年説の影響を受けて、当時すでに末法の時代に入っているものと考えていたが、五五二年は日本に仏教が伝来し、その年を日本仏教の開創の年と考えてもいたので、国家的な仏教のもとでは、末法思想が主体的に受け入れられるには至らなかった。そうした中で、延暦二十四年(八〇五)に唐から帰国した最澄は、正法千年説を探り、同時代を像法の時代と考え、像法も後半に入った時代に相応しい仏教を説こうとした。仏教が力を失いつつある中で、衰えた世の衆生を救うことには使命を見出そうとした最澄の危機意識は、天台宗の後継者たちによって受け継がれた。平安時代の中期に入ることから、貴族社会はさまざまな矛盾を隠しきれなくなり、文人貴族層を中心に現世を相対化する思想が広まるなど、もとは修行者のあり方を正すために説かれていた三時の説が、現実の社会の顛麿、秩序の崩壊を説明する思想となつていった。危機意識を伴う時代思想となった末法思想は、『三宝絵詞』、『春記』などの当時の日記や『扶桑略記』などに広くあらわれている。永承七年(一〇五二)に末法の時代に入つてのち、末法を思はせる社会現象が続出し、自然災害も相ついで起つて、無常觀や厭世觀が広まり、淨土教が盛んになった。僧俗の間では、仏法が滅尽する時のために、經典を書き写して経筒に入れ、経塚に埋めることが盛んになつたりしたが、源空・親鸞・日蓮をはじめ、末法の時代に入ったことを主体的に受け止めた僧侶たちは、末法の時代の人間に対する認識を深め、時機相応の仏教を模索する中で、仏教の革新を実現し、貞慶は僧のあり方を深刻に反省して、末法時における戒律の重要性を説いた。末法思想は、平安時代後期から鎌倉時代前半の思想史に大きな影響を与えたが、貴族社会に瀕死した厭世觀が形骸化して、危機意識を失つた鎌倉時代後期には、主体的な思想としての意味を失つた。

見ルニ、鴨河ノ西ハ、唯崇神院ノ田ヲ耕スコトヲ免セリ。
自余ハ皆悉ク禁断ス。人害有ルヲ以テナリ。加以、東河
北野ハ四郊ノ一ナリ。天子時ヲ迎ヘル場、遊幸ノ地也。人
鳥雀ノ屬鷹ニ近ヅクガ猶シ。何況、転門戸ヲ広ウシ、初
メテ第宅ヲ置カンヤ。小屋相并セ、少人相訴ル者多シ。宛
其尤モ甚シキ者ハ、或ハ狭キ土ヲ以テ一家ノ愚民ヲ滅ボス
ト伍為リ、或ハ北野ノ中ニ住シテ若シ大水ニ遇フトキンバ魚鼈
ニ至リ、或ハ東河ノ畔ヲトテ若シ大水ニ遇フトキンバ魚鼈
テ焼拂ニ就ク、是天ノ然ラシムル歟、秀麦離ミタリ。膏腴ヲ去
ノ坊城ノ南面、荒蕪渺々トシテ、秀麦離ミタリ。膏腴ヲ去
ニ小鮎ヲ漁ル淮無シ、秋風ニ遊獵ノ士、又小鷹ヲマヌル
セサル乎。若シ庶人ノ遊戯ヲ謂ハム、夏天ニ納涼ノ客、已
野無シ。夫レ京外ハ時ニ争ヒ住シ、京内ハ日ニ陵遲ス。彼
テ燒拂ニ就ク、是天ノ然ラシムル歎、将人ノ自ラ狂セル歎。
予、本居處無シ、上東門ノ人家ニ寄居ス。常ニ損益ヲ思
テ永ク住センコトヲ要メズ。縦ヒ求ムトモ之ヲ得ベカラズ。
其価直、一三畝、千万錢ナルヲ乎。予、六条以北ニ初テ荒
地ヲトム。四ノ垣ヲ築イテ、一ノ門ヲ開ク。(以下)

北野ハ



六、給食の方法

今は昔、せいとく聖と云聖のありけるが、母の死したりければ、ひつぎにうちいれて、たゞひとり愛宕の山にもて行て、大なる石を四のすみに置きて、そのうへに此ひつきをうち置きて、千手陀羅尼を片時やすむときもなく、打寝ることもせず、物も食はず、湯水も飲まで、聲絶えもせず誦し奉りて、此ひつきをめぐること三年になりぬ。

其としの春、夢となくうつともなく、ほのかに母の聲にて「此陀羅尼を、なじくは佛になりてつけ申也」といふときごゆる時、さ思ひつること也、今はやうなり給ぬらんとて、とり出て、そこもやきて、骨とりあつめて埋みて、うへに石の卒塔婆などたてて、例のやうにして、京へいづる道々、西の京になぎいと多生ひたる所あり。

此聖、因じて、物いと欲しかりければ、道すがら、おりて食程に、ぬしの男、いできて見れば、いと貴びなる聖の、かくすゞろに折食へば、あさましと思へば、「いかにかくはめぞ」といふ。聖、「因じてくるしきまゝに食ふなり」と云

時に、「さらば、參りぬべくは、いま少も、召さまほしからんほど召せ」といへば、三十すぢばかり、むずくと折り食ふ。このなぎは、三町ばかりぞ植ゑたりけるに、かく食へば、いとあさましく、食はむやうも見まほしくて、「め

しつべくは、いくらもめせ」といへば、「あな貴と」とて、うちるざりく折つゝ、三町をさながら食つ。ぬしの男、あさましう物食ひつべき聖哉と思て、「しばしるさせ給へ。物してめさせん」とて、白米一石取出て、飯にして食はせたれば、「とし比、物も食はで困じたる」とて、みな食ひ出て去ぬ。

此男、いとあさましと思ひて、これを人に語りけるを聞きつゝ、坊城の右の大殿に人のかたり參らせければ、いかでか、さはあらん、心得ぬことかな、よびて物食はせてみんとおぼして、「結縁のために物參らせてみん」とて、よぼせ給ひければ、いみじげなる聖歩歩る。その尻に、餓鬼、畜生、虎、おほかみ、犬、馬、數萬の鳥獸など、千萬と歩みづきて來けるを、こと人の目におぼかたえ見す。唯聖一人「と」のみ見けるに、此おとゞ、見つけ給て、さればこそ、いみじき聖にこそありけれ、めでたしとおぼえて、白米十石をおものにして、あたらしき蓮こもに、折敷、桶、櫃などにいれて、いくくと置きて食はせさせ給ひければ、じりにたちたるもの共に食はすれば、あつまりて手をさゝげ、みな食ひつ。聖は露食はで、よろこびて出ぬ。さればこそ、たゞ人にはあらざ

今昔物語(下)ニカ一ノル

羅城門登上層見死人盜人語第十八

りけり、佛などの變じて歩き給にやとおぼしけり。こと人の目には、たゞ聖ひとりして食ふのみ見えければ、いとあさましきことに思けり。さて出てゆく程に、四條の北なる小路にあとをまる。このしりに具したるもの、しちらしたれば、たゞ墨のやうに黒きあとを、ひまもなく、はるゝとしちらしたれば、下すなどもきたながりて、その小路を、くその小路とつけたりけるを、帝、聞かせ給て、「その四條の南をば何といふ」といはせ給ければ、「錦の小路となん申」と申ければ、「さらば、これをば錦の小路といへかし。餘りきたなきなり」など仰られけるよりじてぞ、錦の小路とはいひける。

今昔、攝津ノ國辺ヨリ、盜セムガ為ニ京ニ上ケル男ノ、日ノ未ダ明カリケレバ、羅城門ノ下ニ立籠レテ立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共ノ数来タル音ノシケレバ、ト思テ、門ノ下ニ待立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共ノ数来タル音ノシケレバ、「其レニ不見エジ」ト思テ、門ノ上層ニ和ラ搔ヅリ登タリケルニ、見レバ火第二燃シタリ。

盜人、怪ト思テ連子ヨリ臨ケレバ、若キ女ノ死テ臥タル有リ。其ノ枕上ニ火ヲ燃シテ、年極ク老タル姫ノ白髪白キガ、其ノ死人ノ枕上ニ居テ、死人ノ髪ヲカナグリ抜キ取ル也ケリ。

盜人、此レヲ見ルニ心モ不得ネバ、「此レハ若シ鬼ニヤ有ラム」ト思テ怖ケレドモ、「若シ死人ニテモゾ有ル。恐シテ試ム」ト思テ、和ラ戸ヲ閉テ、刀ヲ抜テ、「己ハ、己ハ」ト云テ、走り寄ケレバ、姫、手迷ヒヲシテ手ヲ摺テ迷ヘバ、盜人、「此ハ何ゾノ姫ノ、此ハシ居タルゾ」ト問ケレバ、姫、「己ガ主ニテ御マシツル人ノ失給ヘルヲ、線フ人ノ無ケレバ、此テ置奉タル也。其ノ御髪ノ長ニ余テ長ケレバ、其ヲ抜取テ髪ニセムトテ抜ク也。助ケ給ヘ」ト云ケレバ、盜人、死人ノ着タル衣ト、姫ノ着タル衣ト、抜取テアル髪トヲ奪取テ、下走テ逃テ去ニケリ。然テ、其ノ上ノ層ニハ死人ノ骸骨ゾ多カリケル。死タル人ノ葬ナド否不為ヲバ此ノ門ノ上ニゾ置ケル。

此ノ事ハ、其ノ盜人ノ人ニ語ケルヲ聞送テ、此ク語リ伝ヘタルトヤ。

座主權少僧都法眼和尚位良源敬 啓

為レ令ニ法久住立雜制廿六箇条一事
一、応禁制袋頭妨レ法者一事

右、秘^レ而^レ不^レ見者、是女人之儀也。男子僧侶、曾^レ可^レ然。而^レ年來念仏之

堂、講法之處、白日西暮、黑闇迎來之時、袈頭⁽²⁾之僧滿于庭上、穢履之類、入^ニ于堂中^一。若制^レ之者、吐^ニ龜言⁽¹⁾而罵辱^一、揚三刀杖⁽³⁾而追打^一。行道之人見而退去、

聞法之輩畏^レ而還歸^一。妨法之盛^一、莫^レ過^ニ於此^一。〔中略〕

一、庵^レノ^レ捕持^ニ兵仗^一出^ニ入^ニ僧房^一往^ニ来^ニ山上^一者、進^ニ公家^一事

右、兵器是在俗武士之所^レ持、經卷是出家行人之所^レ觀^一。在俗之士、設^ニ學^ニ經

文、出家之人、何用^ニ兵具^一。〔中略〕而^レ如^レ聞者、或^レ僧^ニ結^ニ党^一成^ニ群^一、忘^レ恩報^一

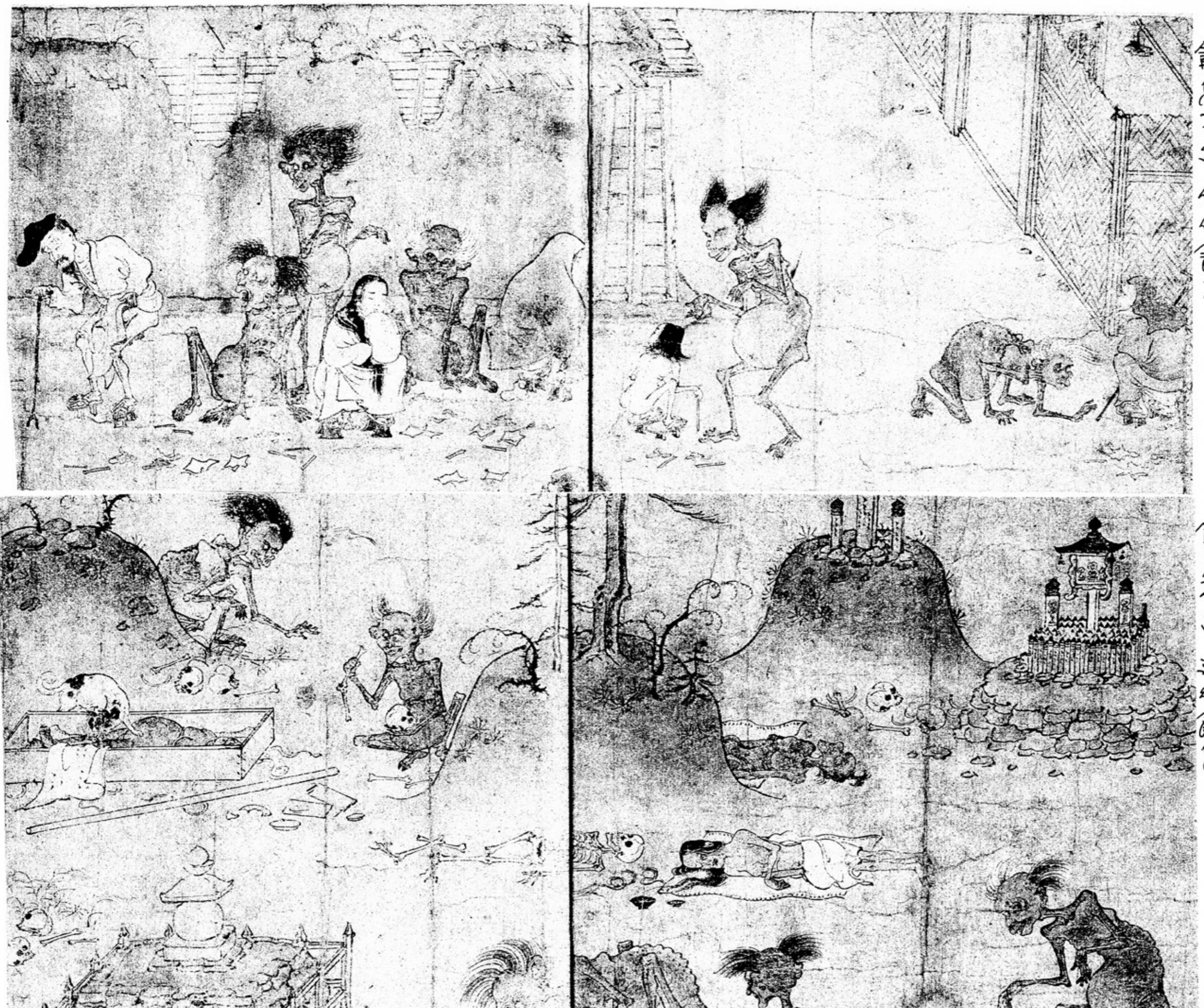
怨懷中^一插^ニ著^ニ刀劍^一、恣^ニ出^ニ入^ニ僧房^一、身上^ニ帶^ニ持^ニ弓箭^一、猥^ニ往^ニ還^ニ戒地^一、傷害任^ニ。〔五七〇〕

意、不^レ異^ニ彼^ニ居^ニ、暴惡遍^ニ身^ニ猶同^ニ於醉象^一。〔中略〕以前、雜制趣如^ニ條^ニ。〔中略〕

天祿元年十月十六日

座主權少僧都法眼和尚位「良源」

注⁽¹⁾延暦寺座主。藤原師輔の帰依を受け、比^ニ修^ニ行^ニして^ニいる人。⁽⁴⁾宿^ニ頂^ニを屠殺するのを生業^ニとする人。⁽⁵⁾狂暴な物。邪惡なもの。



日本水文年表

停止所と神人衆徒等濫行之由、石清水宮奉三宣命状云、爰頃年以来加多、神人蠶惡越為先之、羈侶貪蠶越為本之天、或波公私乃田仁成三合戰須。據學豆横刀兵一部、脱三方袍、天被三甲冑、多利。梵宇越燒失之、房舍越破斫ス。携弓箭一天左右乃反止之、以ニ矢石一天朝夕乃既止須。浪儀乃窓、

京中路頭拂借屋覆延薦、出置病人或乘空車、或令人運送藥王寺云々。然而死亡者多滿路頭往還過客掩鼻過之、鳥犬飽食骸骨塞巷。

五月

○廿四日乙巳、天晴休也。午後天陰小雨降。今日左右看督長才設宣旨。

長才搔流京中死人、然而河水也。未剋。權中納言源伊陟卿、藤原道賴卿、參議藤原懷忠卿參著左近陣座。即皆山陵使也。山科使伊陟卿、柏原後山科道賴卿。後田邑村上懷忠卿也。是皆被祈申疫病事也。

○七日戊午、午後右大臣、權大納言藤原道長卿、同伊周卿、權中納

言藤原公季卿、源時中卿、同伊陟卿、參議藤原懷忠卿參著左近陣座。今日臨時御讀經結願也。又被定以今月十五日於八省大極殿立百高座、可被讀講仁王經之事。是即依前天文博士正五位上安倍朝臣晴明勘申所被修也。又去三月以後依疫病病死之輩不知幾千、雖有種々祈禱似無其應。路頭死人伏骸連々也。

○十六日丁卯、左京二條南油小路西有一小井、水渴泥深尋常不用。而或狂夫云、飲此水者皆免疫病云。仍都人士女舉首來汲。男女提桶罐、貴賤貯匱盥。偏恐病死之千万、不尋妖言之真偽者也。近來公家被勤海若祭、名山祭才。是又爲消疫病攘病患也。

○廿五日丙子、○廿六日丁丑、是日依宣旨諸司諸家修石塔是依疾病也。

六月

○四日甲申、權大納言藤原伊周卿參著左仗座、今

日被定行丹生貴布祢兩社祈雨奉幣使、近來依疫病病死之祟弥以盛也。而又旱魃、仍所被奉遣也。

○十六日丙申、今日妖言疫神可橫行、都人士女不可出行云々。仍上卿以下至于庶民、門門戶無往還之輩。

○廿七日丁未、此日爲疫神被修御靈會、木工寮修理駕造御輿二基。

安葬北野船岡上、先席僧侶令誦仁王經。城中之伶人獻音樂、會集之男女不知幾千人。奉幣帛者、老少滿街衢一日之内事了。還此於山境、自彼還放難波海云々。此事非公家之定、都人蜂起勸修也。

○廿八日癸酉、左大臣捨宇治別業爲寺、安置佛像。初修法華三昧、号平等院。

折衷略記 永承七年冬月(一〇五二)

永承七年壬辰正月廿六日癸酉、屈請千僧於大極殿、令轉讀觀音經。自去年冬疾疫流行、改年已後、弥以熾盛、仍爲除其災也。今年始入末法。○三月十八日戌刻、藏人玄蕃助藤原隆成引率數多從類於和德門前傷損藏人右衛門少尉藤原定俊。翌日除隆成籍、停任所職。被下召名宣旨、追捕下手人等。○同月廿八日癸酉、左大臣捨宇治別業爲寺、安置佛像。初修法華三昧、号平等院。

榮祐物語

いづか

たよりも御使類參り續きたり。筑紫・陸奥國の守はなちての國の守、殘るなく参りたり。來年はかなりなるべき國へなど、年も残くなりぬるに、いとわりなき事に思へど、「いかでかは」とて、何をも知らぬ様に上り来るなんめり。又御堂の會などに参りこみし尼どもは、數を盡して、たゞこの御堂の邊りを去らず、夜晝額に手を當て、念じ奉りたり。(牛馬)た

今はすべてこの世に心とまるべく見えさせ給はず。この立てたる御屏風の西面をあけさせ給て、九體の阿彌陀佛をまもらへさせ奉らせ給へり。いみじき智者も死ぬる折は、三つの愛をこそ起すなれ。まして殿、御有様は、さまぐめでたき御事ともをおぼし放ちたるさま、後の世はた著く見えさせ給。女院・中宮をだに、今はあひ見奉らせ給事なし。おぼろげに申させ給てぞ、「さば」とて、

為之仁變戰場之、臥雲乃栖因、其天成軍陳、利宰吏明仁知止毛、禁制仁無力久、懸台近久見止、亂彈仁有憚利、遂忘王法、天已破ニ律儀留。醫波師

天永四年四月十五日

注(1)現、京都府八幡市にある。貞觀元年(八五九)宇佐八幡宮を勅請したのに始まり、朝廷の崇敬を集めた。(2)僧侶のこと。(3)邊陲が正して自ら破壊することのたとえ。

子乃身中乃虫乃、自如食ニ師子之。〔中略〕神人乃淫行乎見天波、万人切歎利、衆徒乃威勢乎聞、天波、四海反脣、斯。内教乃凌遲古止、職之天此由奈利。〔中略〕

作者大内記永実藤

と。(5)国司。(6)仁王經などにみられる句で、

他から破壊することのできない仏法も、重層によ

て自ら破壊することのたとえ。

西暦 政 治 社会・文化

1031 4 開白頼通の東三条第第二。この年、「上野國交替実錄帳」成る。藤原齊信「慈惠大僧正伝」を著す。

12 富士山噴火。この年、「小石記」の記述終る。

3 藤原惟惠没(71)。

この年、寂照、宋で没(73)。

3 藤原齊信没(69)。この年、「左経記」の記述終る。

9 中宮威子没(38)。

3 長谷寺佛塔・僧房焼亡。

9 延命没(74)。

5 上東門院(彰子)剃髪受成する。8 源經頼没(55)。

12 実資、醍醐天皇宸記を獻上。

1 藤原公任没(76)。9 大安寺焼亡。10 紙團社焼亡。

| 西暦 | 政 治 | 社会・文化 |
|------|---|---|
| 1042 | 1 図書寮焼亡。3 延暦寺僧徒、圓城寺円潤院を撃打ちする。12 内裏焼亡。 | この年、東大寺旧麻舞樂面皇仁庭作製。 |
| 1043 | 5 諸國大旱、僧正仁海、祈雨の修法を神泉苑で行なう。 | 6 藤原公成没(45)。 |
| 1044 | 3 阿古也聖、貴賤を勸進して、法華經6万9384部を延暦寺に納めさせる。 | 1 藤原隆家没(66)。1~5 疫病流行。9 源道方没(76)。 |
| 1045 | 8 但馬國に漂着した宋商張守隆を専問するため、中原長國を但馬介に任せ、國守源章任が専問するにより、長國赴任せず。10 上東門院の病氣平癒を祈り、一万僧供養を行なう。 | 1 後朱雀上皇没(37)。藤原定頼没(51)。 |
| 1046 | 1 後朱雀天皇諱。親仁親王、即位。皇弟尊仁親王、立太子。10 前司任中以後の新立の莊園を停止する(寛徳の莊園整理令)。 | 1 藤原実資没(90)。5 仁海没(94)。 |
| 1047 | 2 太政官朝所焼亡。10 天皇、新造の内裏に移る。12 兴福寺焼亡。 | 6~7 諸國旱灾。この年、淨瑠璃寺創建。 |
| 1048 | 2 兴福寺造営を始める。12 気前國の人清原守武、私に入宋する罪により佐渡へ流される。 | 4 聖源頼通の東三条第第二。 |
| 1049 | 3 兴福寺再建供養。5 大宰府、新羅曆を献する。8 明尊を天台座主とする。山徒これを拒み、辭任。源心、天台座主となる。11 大宰府、宋曆を献する。 | 3 圓城寺三星明神の祭に延暦寺僧徒来り乱闘する。圓城寺僧徒、延暦寺僧正明尊の山上坊舎を焼く。5 順道の高麗洗水闘歌合。 |
| 1050 | 9 対馬より高麗の漁民20人を送還。11 諸國の神社に仏舍利1粒を奉納。12 兴福寺僧徒、大和守源頼通の頭を戮む。 | 12 幕後一条天皇没(29)。遺詔により妻を恵し譲位の儀を行ない、敦良親王即位。近江國百姓入京し、陽明門に集まり國司を訴える。 |
| 1051 | 1 伊勢神宮の頭並ら、神郡の民700人金を率いて入京。祭主大中臣永輔の非法を訴える。興福寺の訴えにより、大和守源頼通を土佐に、子頼房を高岐に流す。9 平繁慶を出羽守に任じ、秋田城介を兼ねさせる。 | 1 伊勢神宮、東大寺東南院を焼く。2 梓子中宮、櫛子内親王を中宮とする。3 順道の妻女嫌を中宮、櫛子内親王を皇后とする。5 石清水八幡別宮の神人との争いにより、但馬守源則理、土佐國に配流。8 親仁親王立太子。 |
| 1052 | 2 伊勢神宮の頭並ら、神郡の民700人金を率いて入京。祭主大中臣永輔の非法を訴える。9 大宰府内諸國に香椎宮を造営させる。 | 5 安樂寺の訴えにより、前大宰権帥藤原実成を除名し、その与党源致親を隠岐に流す。10 延暦寺僧徒、明尊を天台座主とすることを不満として上京。但馬國百姓入京し、訴狀を提出する。 |
| 1053 | 3 香椎宮焼亡。5 京都花園社創建。御靈会が行なわれる。8 伊勢神宮の紹宜ら、神祇の民500人金を率いて神祇官に参集し、祭主大中臣永輔の非法を訴える。9 大宰府内諸國に香椎宮を造営させる。 | 2 住持神宮の頭並ら、神祇を率いて雜事13か条を強訴。延暦寺僧徒、天台座主の件で頃通方に強訴。3 延暦寺僧徒、高麗院へ放火する。5 圓城寺が重建設立を請う。 |
| | 4 大宰府内諸國に香椎宮を造営する。9 大宰府内諸國に香椎宮を造営する。 | 6 長久の莊園整理令。郡司らの訴えにより、講岐國守解任される(公田官物事法のことによる)。9 内裏焼亡。神鏡破損。11 京中放火頃通のため後非違使に毎夜巡視を命ずる。12 平野社行幸。遷幸の途中、和泉國百姓が直訴。 |
| | 5 伊勢大宮社大中臣義住の邸宅焼け、神戸の文園、田籍など焼失。8 東大寺領伊賀國黒田荘の國務免除。 | 3 圓城寺が廃設の可否を諸宗に問う。延暦寺のみ反対する。7 公卿・侍臣らが節日に美服を着ることを禁止する。8 小一条院教明親王、出家する。12 天皇、新造の内裏に移る。 |